

議案第72号

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第2項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第2項及び第5条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。